

宝塚市公契約条例（案）

目次

- 第1章 総則（第1条—第5条）
- 第2章 公契約の適正化（第6条—第8条）
- 第3章 公契約の適正な履行及び履行水準の確保（第9条—第15条）
- 第4章 労働者等の福祉の向上（第16条—第23条）
- 第5章 地域経済の活性化及び地域社会への貢献（第24条—第26条）
- 第6章 宝塚市公契約審議会（第27条）
- 第7章 雑則（第28条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、公契約に関する基本方針を定め、市及び受注者等の責務を明らかにするとともに、公契約に関する施策の基本的な事項を定めることにより、公契約の適正化、その適正な履行及び履行水準の確保、労働者等の福祉の向上並びに地域経済の活性化及び地域社会への貢献に関する取組を推進し、もって市民福祉の増進に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 公契約 次に掲げる行為をいう。

ア 市が締結する契約で、工事若しくは製造の請負、業務の委託又は物品の購入若しくは借入に係るもの

イ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定による指定管理者との間で締結する公の施設の管理に係る協定

(2) 市長等 市長、上下水道事業管理者及び病院事業管理者をいう。

(3) 受注者 市と公契約を締結した者をいう。

(4) 受注関係者 受注者その他市以外の者から公契約に係る業務の一部について請け負う者及び公契約に係る業務について労働者派遣（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号。以下「労

働者派遣法」という。)第2条第1号に規定する労働者派遣をいう。)を行う事業者をいう。

(5) 受注者等 受注者及び受注関係者をいう。

(6) 市内事業者 本市の区域内に本社若しくは本店又は主たる営業所を有する事業者をいう。

(7) 労働者等 次に掲げる者をいう。

ア 受注者又は受注関係者に雇用され、公契約に係る業務に従事する労働基準法(昭和22年法律第49号)第9条に規定する労働者(同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者を除く。)

イ 自らが提供する労働の対価を得るため、受注者又は受注関係者から公契約に係る業務を請け負う者

(8) 社会的取組 障害者^{がい}その他の就業を支援する必要がある者の雇用促進、環境への配慮、男女共同参画社会の推進、災害時の協力体制の確保その他の地域社会の発展に資する取組をいう。

(基本方針)

第3条 公契約に関する基本方針は、次のとおりとする。

(1) 公契約の公平性、透明性及び競争性を確保すること。

(2) 公契約の適正な履行及び履行水準を確保すること。

(3) 公契約に係る業務に従事する労働者等の適正な労働条件及び労働環境を確保すること。

(4) 公契約を通じて、市内事業者の活用、市内における雇用の創出及び社会的取組の推進を図ること。

(市の責務)

第4条 市は、前条の基本方針にのっとり、公契約に関する施策を総合的に推進しなければならない。

(受注者等の責務)

第5条 受注者等は、公契約に関わる者としての社会的な責任を自覚するとともに、第3条の基本方針にのっとり公契約に関する施策に協力しなければならない。

第2章 公契約の適正化

(契約方法等)

第6条 市長等は、公契約の性質又は目的を踏まえた適正な契約方法を活用するため、必要な措置を講じなければならない。

2 市長等は、債務負担行為その他の予算措置又は業務の履行開始までに必要な期間を設定することにより、計画的な発注及び適正な契約期間の確保に努めなければならない。

(情報の公表)

第7条 市長等は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）に定めるもののほか、公契約の手続が適切に行われていることを広く市民に知らせるため、公契約に関する情報の公表に努めなければならない。

(不正行為等の排除)

第8条 市長等は、公契約に関する法令を遵守するとともに、不正若しくは不誠実な行為の排除又は未然防止を図るために必要な措置を講じなければならない。

第3章 公契約の適正な履行及び履行水準の確保

(契約条件)

第9条 市長等は、適正な履行が通常見込まれない価格での公契約の締結を防止するとともに、納期その他の契約条件が適正な履行水準を確保するために適切なものとなるよう努めなければならない。

(適正な価格の算定)

第10条 市長等は、市場価格及び社会経済情勢を考慮し、適正な積算根拠に基づき価格を算出しなければならない。

2 受注者になろうとする者は、価格の算出に当たり、公契約の内容に適合した履行が確保できるよう、労務費その他の経費を適正に積算するよう努めなければならない。

(履行水準の確保)

第11条 市長等は、受注者等が適正な履行水準で公契約の内容を履行していることを確認するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 受注者等は、公契約の適正な履行水準を確保するとともに、市長等が求める確認その他必要な調査に協力しなければならない。

(人材の確保及び育成)

第12条 受注者等は、将来にわたって公契約の適正な履行及び履行水準の確保を図るた

め、労働者等の雇用等の安定に配慮するとともに、公契約に係る業務の担い手となる人材の育成に努めなければならない。

(受注関係者との契約)

第13条 受注者は、建設業法（昭和24年法律第100号）、下請代金支払遅延等防止法（昭和31年法律第120号）その他の関係法令を遵守し、受注関係者と対等な立場における合意に基づいた適正な契約を締結しなければならない。

(公契約の解除等)

第14条 市長等は、受注者等が次の各号のいずれかに該当するときは、公契約の解除、受注者等の指名停止その他の必要な措置を講じなければならない。

- (1) 第18条に規定する誓約事項に違反したとき。
- (2) 第21条第1項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して応答せず、若しくは虚偽の回答をしたとき。
- (3) 第22条第2項の規定による報告を怠り、又は虚偽の報告をしたとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、この条例の規定に違反したとき。

2 前項の規定により公契約を解除した場合において、受注者等に損害が生じても、市はその損害を賠償する責任を負わない。

(損害賠償)

第15条 受注者は、前条第1項の規定による公契約の解除によって市に損害が生じたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長等がやむを得ない事由があると認めるときは、この限りでない。

第4章 労働者等の福祉の向上

(適正な労働条件及び労働環境の確保)

第16条 受注者等は、労働基準法その他の関係法令の遵守の徹底を図り、労働者等に適正な水準の報酬を支払うほか、労働者等の労働条件及び労働環境の改善に努めなければならない。

(労働報酬下限額の検討)

第17条 市は、次条に規定する特定公契約について労働報酬下限額（受注者等が労働者等に支払う報酬の下限とすべき額をいう。）を定めることができる。

(誓約)

第18条 受注者等は、自らが締結し、又は携わる公契約が規則で定める契約（以下「特

定公契約」という。)に該当するときは、市長等に対し、労働者等の適正な労働条件の確保に関し規則で定める事項(以下「誓約事項」という。)を誓約するとともに、これを遵守しなければならない。

(労働者等への周知)

第19条 受注者等は、次に掲げる事項を特定公契約に係る業務が実施される作業所等の見やすい場所に掲示し、若しくは備え付け、又は書面を交付することにより労働者等に周知しなければならない。

- (1) 当該特定公契約の名称
- (2) 受注者等の責務及び誓約事項
- (3) この条例の適用を受ける労働者等の範囲
- (4) 労働報酬下限額
- (5) 次条第1項の規定による申出をする場合の申出先
- (6) 次条第1項の規定による申出をしたことを理由に、解雇、請負契約の解除その他不利益な取扱いをしてはならないとされていること。

(労働者等の申出)

第20条 特定公契約に従事する労働者等は、受注者等がこの条例の規定に違反している疑いがあると思料するときは、市長等にその旨を申し出ることができる。

2 市長等は、前項の規定による申出(以下「違反申出」という。)の内容が、規則で定める関係法令に違反するものであるときは、必要に応じて関係機関へ通報しなければならない。

(立入調査等)

第21条 市長等は、労働者等から違反申出があったとき、又はこの条例に定める事項の遵守状況を確認するため必要があると認めるときは、受注者等に対して報告を求め、又は市の職員に受注者等の事業所等へ立ち入り、必要な調査をさせることができる。

2 前項の規定による調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(是正措置等)

第22条 市長等は、前条の規定による報告の聴取又は調査の結果、受注者等がこの条例の規定に違反していると認めるときは、受注者に対して速やかに当該違反を是正するために必要な措置を講ずることを求めなければならない。

2 受注者は、前項の規定により違反を是正するために必要な措置を講ずることを求められた場合には、速やかに是正の措置を講じなければならない。この場合において、市長等は、受注者に対して、市長等が定める期日までに当該是正の措置に関して報告するよう求めることができる。

(不利益取扱いの禁止)

第23条 受注者等は、労働者等から違反申出があった場合は、誠実に対応するとともに、当該労働者等が違反申出をしたことを理由に、解雇、請負契約の解除その他不利益な取扱いをしてはならない。

第5章 地域経済の活性化及び地域社会への貢献

(市内事業者への優先的な発注)

第24条 市長等は、法令上の制限がある場合、専門的な能力を有する者に発注する必要がある場合その他の特別の事情がある場合を除き、市内事業者へ優先的に発注するよう努めなければならない。

2 市長等は、予算の適正かつ効率的な執行に留意しつつ、市内事業者の受注機会の確保に配慮し、適切かつ合理的な規模による発注に努めなければならない。

3 受注者等は、公契約に係る業務の一部を請け負わせる者を選定するとき、又は資材等を調達するときは、地域経済の活性化に配慮し、市内事業者を積極的に活用するよう努めなければならない。

(市内雇用の創出)

第25条 受注者等は、公契約に係る業務の履行に当たっては、市内における雇用の創出に努めなければならない。

(社会的取組の推進)

第26条 市長等は、公契約の性質又は目的に応じ、入札の参加条件に必要な資格を定めること、又は地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2に規定する総合評価一般競争入札その他の契約手続を行うことにより受注者を決定する等、社会的取組を推進するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第6章 宝塚市公契約審議会

(公契約審議会)

第27条 公契約における労働条件の確保等に関し必要があると認める事項について調査審議するため、市長の附属機関として宝塚市公契約審議会（以下「審議会」という。）

を設置する。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、答申するものとする。

- (1) 労働報酬下限額の決定に関する事項
- (2) 特定公契約とする案件の範囲に関する事項
- (3) 特定公契約の実施及び運用の状況の評価に関する事項
- (4) この条例の目的の達成状況の検討に関する事項
- (5) この条例の見直しに関する事項
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項

3 審議会は、委員5人以内をもって組織する。

4 審議会の委員は、知識経験者3人以内並びに事業主及び労働者等を代表する者それぞれ1人とし、市長が委嘱する。

5 審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第7章 雑則

(委任)

第28条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和9年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 第17条から第23条までの規定は、施行日以後に公告し、又は通知する契約及び同日以後に公募する指定管理者との間で締結する公の施設の管理に係る協定について適用する。

(検討)

3 市長は、施行日以後5年以内に、この条例の運用状況、実施効果等を勘案し、第1条に規定する目的の達成状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(執行機関の附属機関設置に関する条例の一部改正)

4 執行機関の附属機関設置に関する条例（昭和41年条例第1号）の一部を次のように

改正する。

第1条の表市長の部宝塚市公契約条例検討委員会の項を削る。

令和8年(2026年)5月11日

第3回都市経営会議資料

宝塚市公契約条例(案)に係る パブリック・コメントの実施について(概要)

総務部 契約課

1 制定の趣旨

宝塚市の入札・契約制度について、その理念や基本方針を明確にするため、市の契約方針を定めた条例を定める。

2 制定の背景

- (1) 平成23年2月、入札及び契約に係る制度に関する調査専門委員より、入札制度のあり方に関する提言をまとめた「入札及び契約に係る制度に関する調査専門委員報告書」が出された。そのうちの「市の理念・基本方針の明確化」という提言に応じて、公契約条例を制定することとした。
- (2) 条例案について平成28年にパブリック・コメントを実施したが、出された意見が多岐に渡ったことから慎重に検討することとして議案提出は行わず、平成29年12月に検討委員会を設置し、内容(骨子)についての検討を諮問した。
- (3) 令和元年11月に中間答申がなされ、感染症拡大の影響で手続が中断していたが、検討委員会を再開し改めて検討した結果、パブリック・コメントを実施する。

3 条例案の概要

目的（第1条）

公契約に関する**基本方針**を定め、市及び受注者等の**責務を明らかに**するとともに、公契約に関する**施策の基本的な事項を定める**ことにより、**公契約の適正化、その適正な履行及び履行水準の確保、労働者等の福祉の向上並びに地域経済の活性化及び地域社会への貢献**に関する取組を推進し、もって**市民福祉の増進に寄与**することを目的とする。

基本方針（第3条）

- (1) 公契約の公平性、透明性及び競争性を確保すること。
- (2) 公契約の適正な履行及び履行水準を確保すること。
- (3) 公契約に係る業務に従事する労働者等の適正な労働条件及び労働環境を確保すること。
- (4) 公契約を通じて、市内事業者の活用、市内における雇用の創出及び社会的取組の推進を図ること。

責務（第4条・第5条）

（市の責務）

市は、基本方針にのっとり、公契約に関する施策を総合的に推進しなければならない。

（受注者等の責務）

受注者等は、公契約に関わる者としての社会的な責任を自覚するとともに、基本方針にのっとり公契約に関する施策に協力しなければならない。

※ 主な定義

- 公契約・・・市が締結する契約で、工事若しくは製造の請負、業務の委託又は物品の購入・借入れ、及び指定管理者との間で締結する公の施設の管理協定
- 受注者・・・市と公契約を締結した者
- 受注関係者・・・受注者その他市以外の者から公契約に係る業務の一部を請け負う者及び公契約に係る業務について労働者派遣を行う事業者
- 受注者等・・・受注者及び受注関係者
- 労働者等・・・受注者又は受注関係者に雇用され公契約に係る業務に従事する労働者、及び自らが提供する労働の対価を得るため受注者又は受注関係者から公契約に係る業務を請け負う者

公契約に関する施策の基本事項

(1) 公契約の適正化 (第6条～第8条)

● 契約方法等

- ☞ 性質・目的を踏まえた適正な契約方法を活用する。
- ☞ 計画的な発注及び適正な契約期間の確保に努める。

● 情報の公表

- ☞ 公契約の手續等の実施状況を広く公表する。

● 不正行為等の排除

- ☞ 法令を遵守し、不正若しくは不誠実な行為の排除と未然防止を図るために必要な措置を講ずる。

(2) 公契約の適正な履行と履行水準の確保 (第9条～第15条)

● 契約条件

- ☞ 履行水準を確保するため適正な契約条件を設定する。

● 適正な価格の算定

- ☞ 市場価格及び社会経済情勢を考慮した適正な積算根拠に基づく価格の算出。

● 履行水準の確保

- ☞ 市長等 … 業務内容を確認するための必要な措置
受注者等 … 適正な履行水準の確保と市長等の確認・調査に協力

● 人材の確保及び育成

- ☞ 受注者等は労働者等の雇用安定と担い手の育成に努める。

● 受注者と受注関係者の契約

- ☞ 受注者は関係法令を遵守し、受注関係者と対等な立場における合意に基いた適正な契約を行う。

● 公契約の解除等

● 損害賠償

(3) 労働者等の福祉の向上 (第16条～第23条)

● 適正な労働条件及び労働環境の確保

- ☞ 労働関係法令の遵守の徹底、適正水準の報酬の支払い

● 労働報酬下限額の検討

- ☞ 市は特定公契約について労働報酬下限額を定めることができる。

特定公契約(市が規則で定める契約)に該当する場合

● 誓約

- ☞ 受注者等は労働者等の適正な労働条件の確保に関し誓約するとともに、これを遵守しなければならない。

● 労働者等への周知

- ☞ 適用を受ける労働者等の範囲
☞ 労働報酬下限額 など

● 労働者等の申出

- ☞ 特定公契約に従事する労働者等は、受注者等がこの条例の規定又は誓約事項に違反している疑いがあると思料するときは、市長等にその旨を申し出ることができる。

● 立入調査等

- ☞ 市長等は、労働者等から上記の申出があったとき又はこの条例に定める事項の遵守状況を確認するため、必要があるときは、受注者等に対して報告を求め、又は事業所等へ立ち入り、必要な調査をさせることができる。

● 是正措置等

- ☞ 市長等は、上記の報告又は調査の結果、受注者等がこの条例の規定に違反していると認めるときは、受注者に対して速やかに必要な措置を講ずることを求めなければならない。この場合、受注者は、速やかに是正の措置を講じなければならない。

● 不利益取り扱いの禁止

- ☞ 受注者等は、労働者等から上記の申出があった場合、誠実に対応するとともに、当該申出をしたことを理由に、解雇など不利益な取扱いをしてはならない。

公契約に関する施策の基本事項

(4) 地域経済の活性化び地域社会への貢献 (第24条～第26条)

●市内事業者への優先的な発注

- ☞ 市内事業者へ優先的に発注するよう努めなければならない。
- ☞ 受注機会の確保のため適切かつ合理的な規模の発注に努めなければならない。
- ☞ 受注者等は、資材調達先や受注関係者を選定するときは、市内事業者の活用に努めなければならない。

●市内雇用の創出

- ☞ 受注者等は公契約に係る業務で市内の雇用の創出に努めなければならない。

●社会的取組の推進

- ☞ 障害者その他の就業を支援する必要がある者の雇用促進、環境、男女共同参画、災害時協力の取組等、社会的取組を推進するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(5) 宝塚市公契約審議会の設置 (第27条)

●公契約審議会

- ☞ 公契約における労働条件の確保等に関し必要と認める事項について調査審議するため、市長の附属機関として設置する。
- ☞ 市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、答申する。
 - 労働報酬下限額の決定に関する事項
 - 特定公契約とする案件の範囲に関する事項
 - 特定公契約の実施及び運用の状況の評価に関する事項
 - この条例の目的の達成状況の検討に関する事項
 - この条例の見直しに関する事項
 - 市長が必要であると認める事項
- ☞ 審議会は5人以内の委員で構成し、知識経験者並びに事業主及び労働者等を代表する者の中から市長が委嘱する。
- ☞ 審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

※その他

●委任

- ☞ この条例に定めるもののほか、必要な事項は規則で定める。

●検討

- ☞ 市長は、施行日以後5年以内に、この条例の運用状況、実施効果等を勘案し、条例の目的の達成状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

施行日(予定) 令和9年4月1日から施行する

(特定公契約については、宝塚市公契約審議会において決定します。)

☆特定公契約とは

- ・労働報酬下限額を設定する案件です。
- ・どういった種別の案件を対象とするか、また、その下限額をいくらにするのかについては、市長が宝塚市公契約審議会に諮問し、規則で定めます。
- ・対象案件については、本市の実情を踏まえ、一律に決定するのではなく、一部の案件から試行的に取り組み、その運用状況を確認しながら見直しを行っていく予定です。

4 今後のスケジュール

(1) パブリック・コメント募集期間

令和8年6月15日から7月14日まで

(2) パブリック・コメントへの回答案及び修正後の条例案を 公契約条例検討委員会で確認

(3) 公契約条例検討委員会より最終答申

(4) 修正後の条例案を再度、都市経営会議に付議

(5) 令和9年3月市議会に条例案を提案(予定)

※意見が大量に寄せられた場合や、公契約条例検討委員会での審議に時間を要した場合は、令和9年6月市議会に提案する可能性があります。

宝塚市公契約条例の骨子に関する
中間答申書

宝塚市公契約条例検討委員会

令和元年（2019年）11月14日

1 宝塚市公契約条例の骨子に関する中間答申

当委員会は、宝塚市が「宝塚市公契約に関する条例（案）」について、平成28年（2016年）8月22日から9月20日までにパブリック・コメントを募集したところ、市民から多岐に渡る意見が寄せられたことを受け、同条例案について、より慎重な検討を行うために設置されたものである。当委員会のメンバーは、市民をはじめとする関係者と専門家で構成され、宝塚市にふさわしい公契約条例とはどのようなものかについて、平成30年（2018年）3月から令和元年（2019年）11月までに、計9回にわたって委員会を開催し、検討を重ねてきた。その主な検討事項は、以下の通りである。

第1に、宝塚市の入札契約などの現状についてである。宝塚市では、地元企業の活性化という観点から概ね市内業者に限定した入札が実施されているが、市内業者は中小規模業者が多いことから、受注が困難な設計額の大きい大型案件については市外業者が受注者となる場合が多くなっていることを確認した。例えば、平成28年度（2016年度）の工事では、発注件数でみた場合、総発注件数108件中、入札参加条件を市内業者に限定した発注件数は97件（89.8%）であったが、落札金額でみた場合、不調を除き成立した105件、落札額の総額24億2,567万円のうち、市内業者の受注は96件（91.4%）、12億464万円（49.7%）であった。また、この条例の対象とする契約には、指定管理者との契約も含めることとしたため、指定管理の状況の確認をしたところ、57件あり、その総額は年間10億円余りであった。

第2に、宝塚市で公契約条例の検討を行うことになった理由についてである。当委員会は、公契約条例の是非を問う場ではないが、公契約条例を制定している自治体は全国的にもまだそれほど多くないため、同条例案の見直しにあたって、その大前提を確認しておく必要があったからである。宝塚市で公契約条例の制定を目指すことになったのは、過去に市長が2代続けて逮捕されるという不祥事があったことを受け、平成23年度（2011年度）に「入札・契約制度に関する調査専門委員」に委嘱したことが契機となっている。具体的には、その調査専門委員による調査報告書の中で、入札及び契約に係る制度の透明性及び公平性を高めることはもとより、「市の理念・基本方針の明確化」が提言されたことへの対応として、公契約条例を制定することになった。こうした経緯が市民の間で十分共有されていなかったことが、宝塚市の公契約条例案にその見直しを求める多数のパブリック・コメントが寄せられた理由の一つであったと思われる。

第3に、市との契約案件に従事する労働者の賃金下限額を条例に規定すべきかどうかについてである。当該論点については、パブリック・コメントでもかなりの意見が寄せられたという経緯もあり、当委員会においても最も多くの時間を費やして議論した。委員からは、競争入札及び請負工事の多い建設業関連案件への賃金下限額の設定については、書類の作成や確認などの事務負担があまりに大きいとの意見も出された。他方で、指定管理においては、賃金下限額を条例に規定すべきとの意見も多く出され、質の向上に伴う賃金の設定などの意見が交わされました。今後は中小企業の実態も踏まえ、条例の理念のもと市民が安心して利用できる公共サービスの品質を確保するた

めには、その担い手である労働者の育成及び安心して働ける良好な労働環境の整備が必要である。そのため委員からは、条例の目的に「労働者の適正な労働条件や労働環境の確保」及び「公共サービスの品質確保」を明確に謳い、一部の案件において賃金下限額を設定することが望ましいという意見が大勢を占めた。

一部の案件から取り組むべきとする理由は、賃金下限額を設定することに伴うデメリット、すなわちその実効性の不確実性にある。先行事例を見ると、賃金下限額の設定を大型案件に限定するという方法を選択している自治体が数多く見られるが、宝塚市においては、そうした案件の大部分を市外業者が受注しており、賃金下限額を設定することの効果は市内事業者にはほとんど及ばないということになる。その解消のため、対象とする案件を幅広くすると、実効性を確保することが難しくなる。つまり、対象案件をどうするのか、さらには業種ごとにどう対応するのかといった諸課題の解決策については、一律に決定するのではなく、宝塚市の実情を踏まえて検討する必要がある。

以上から、当委員会としては、宝塚市公契約条例案の見直しの方向性として、次のように提案したい。1つ目は、賃金下限額を設定することを基本とするが、対象案件をどうするのか、さらには業種ごとにどう対応するのかといった諸課題の解決策については、一律に決定するのではなく、宝塚市の状況を踏まえて検討するという点である。具体的には、宝塚市の各業種の実情について十分把握を行い、先行して賃金下限額の設定対象とする業種及び案件について検討するという場合と、公契約に対する理念を規定し、賃金下限額の設定に向けた目標年度を定めた上で、理念の周知や労働環境の改善の取組み等を順次進める場合とが考えられる。

したがって2つ目の提案は、そうした検討の場として、宝塚市の公契約条例について、市民をはじめとする関係者や専門家が継続的に意見交換できる「公契約審議会」を設置し、必要に応じて開催することである。同審議会は、例えば、対象案件についての運用状況の検証や、対象案件の段階的な拡大など、賃金下限額の対象案件の範囲や金額のほか、下限報酬額、条例自体の見直し等について検討する場となる。そのため、公契約条例には、同審議会の趣旨・目的や役割について明示しておく必要がある。

なお、現時点での我々の職務は、条例案の骨子を検討することであり、最終的な条例文案については、今後行われるパブリック・コメントで出された意見及びそれに対する回答案と合わせて確認する予定であることを申し添える。

2 宝塚市公契約条例素案のポイント

<素案のポイント>

- 1 条例は、賃金下限額を設定することを基本とするが、対象案件をどうするのか、さらには業種ごとにどう対応するのかといった諸課題の解決策については、一律に決定するのではなく、宝塚市の状況を踏まえて検討する。

具体的には、宝塚市の各業種の実情について十分把握を行い、先行して賃金下限額の設定対象とする業種及び案件について検討するという場合と、公契約に対する理念を規定し、賃金下限額の設定に向けた目標年度を定めた上で、理念の周知や労働環境の改善の取組み等を順次進める場合とが考えられる。

- 2 市内事業者への発注

公契約条例は、先行自治体の事例を見ると、労働者保護を中心に据えるものが多いが、本市においては、労働者保護に偏ることなく、市内業者への優先発注について、バランスよく記載することを求める。特に大企業がほとんどない宝塚市においては、如何に下請けに入れるかは、市内業者の経営に大きな影響を与えるものであるため、元請などに対して市内業者を下請けに用いるよう強く求めるなどの施策が必要である。

- 3 (仮称) 公契約審議会の設置と必要に応じた開催

当該条例に関しては、対象案件の範囲や金額、下限報酬額などのほか、条例自体の見直しについても検討する場が必要であることから、条例の中に審議会の設置を明示し、その趣旨・目的や役割についても明らかにしておく必要がある。

(例) 条例の目的が履行されているかどうかの検証

条例の運用に関すること

条例の施行状況や改正に関すること

労働報酬下限額の検討

など

- 4 施行期日

施行日は、公布の日とする。

- 5 見直し条項

条例施行後5年以内に見直しを行う旨の「見直し条項」を盛り込むこと。

3 宝塚市公契約条例検討委員会検討経緯

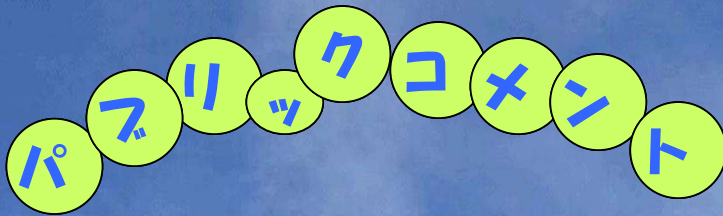
	開催日、及び議題	主な議論
第1回	平成30年3月22日 ・委員委嘱辞令発令 ・委員紹介 ・公契約条例に関する審議 など	・宝塚市の契約の現状確認 ・公契約条例の形態について (理論型、賃金条項設定型、それぞれのメリット・デメリット説明) ・他市の公契約条例の実例、本市の昨年の公契約条例案について説明
第2回	平成30年5月7日 ・確認事項 ア 契約件数等の推移 イ 登録業者数の推移 ウ 公契約条例制定市の比較表一覧 (ア) 理念型(人口10万人～50万人)の内容比較一覧 (イ) 賃金条項設定型(人口10万人～50万人)の内容比較一覧 エ ニ崎市の公契約条例制定までの経緯 ・条例、規則、要綱の違いについて ・前回のパブリック・コメントで出された意見の分類整理について	・宝塚市の契約の現状確認 ・条例成立後の審議会の必要性について ・宝塚市が公契約条例の制定を目指した理由について
第3回	平成30年8月10日 ・確認事項 ア 条例化を進めることになった経緯が分かる資料 (ア)平成23年2月8日付「入札及び契約に係る制度に関する調査専門委員告書」(抜粋) (イ)平成23年12月22日付「労働問題審議会提言」 (ウ)宝塚市労働施策に係る契約課の平成28年度事業計画 (エ)平成28年8月パブリック・コメント実施時の説明文 イ 兵庫県内自治体の工事落札率等(250万円以上の案件)	・宝塚市が公契約条例の制定を目指した理由について ・理念型、賃金条項型について ・条例成立後の審議会の必要性について

	<p>ウ 近隣市の落札率等の状況</p> <p>エ パブリック・コメントの結果概要及び詳細一覧</p> <p>・宝塚市公契約条例の骨子の検討について</p>	
第4回	<p>平成30年11月28日</p> <p>・確認事項</p> <p>ア 平成23年2月の提言を受けて実施した内容について</p> <p>イ 平成23年度労働問題審議会で「とりわけ人件費の占める割合が大きな業務委託において、いわゆる官製ワーキングプアのような状況が生じていないのか検証すること」と記されていることに対する検証結果</p> <p>ウ 一般会計予算において、工事費や委託費の占める割合</p> <p>・宝塚市公契約条例の骨子の検討について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・理念型、賃金条項型、それぞれにおいて提出を求めている様式について（他市事例） ・賃金条項の設定について（各委員に事前アンケートも実施）
第5回	<p>平成31年1月30日</p> <p>・宝塚市公契約条例の骨子の検討について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・公契約条例をパターン分けし、今までの意見を整理 ・賃金条項や労働施策以外の部分（対象案件や金額など）について ・理念型か賃金条項型か ・指定管理を含めるのか ・見直し条項を入れ、試行的にやってみる方向性で一致
第6回	<p>平成31年4月8日</p> <p>・条例案の骨子について中間答申(案)検討</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・見直し条項を入れ、理念型でスタートする案について
第7回	<p>令和元年6月3日</p> <p>・条例案の骨子について中間答申(案)検討</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・見直し条項を入れ、賃金条項型でスタートする案について
第8回	<p>令和元年8月20日</p> <p>・条例案の骨子について中間答申(案)検討</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・条例イメージ（賃金下限額を検討する案）を見て必要であれば骨子を修正

第9回	令和元年11月14日 ・条例案の骨子について中間答申(案) 検討	・条例イメージ(賃金下限額を検討する案)を見て必要であれば骨子を修正 →賃金下限額を定めることができる
-----	-------------------------------------	--

4 宝塚市公契約条例検討委員会名簿

委員名	所属役職	
川勝 健志	京都府立大学 公共政策学部 教授	委員長
寺田 友子	桃山学院大学 名誉教授	副委員長
在間 秀和	弁護士 (在間秀和法律事務所)	
海山 鐘海	宝塚建設関連業協議会 代表	
瀬尾 武夫	宝塚商工会議所 建設・植木部会副部会長	
堀口 吉志	阪神土建労働組合 支部長	
渡部 美和子	連合兵庫北阪神地域協議会宝塚地区連絡会 幹事	
田中 達夫	公募市民	



制度で

市民のみなさん
のお声を、お聴
かせください。

募集期間

令和8年（2026年）
6月15日（月）から
7月14日（火）まで

パブリック・コメント制度は、
市が計画や条例を策定するときに、市民の皆さんから
広くご意見をお聴きし、一緒に考え、決めていこう
という制度です。（宝塚市市民パブリック・コメント条例）

市の契約の基本方針を定めた 条例について

宝塚市では、

宝塚市公契約条例（案）

について、市民のみなさんからのご意見
を募集しています。



（お問合せ先）
〒665-8665 宝塚市東洋町1番1号
宝塚市役所 総務部 契約課
Tel 0797-77-2008 Fax 0797-72-1419

宝塚市公契約条例(案)への意見募集について

1 宝塚市公契約条例とは

地方公共団体の入札・契約制度を取り巻く環境は、人口の減少による担い手不足や事業者同士の過大な価格競争などにより、事業の品質の低下や労働者の労働条件の悪化が懸念されています。このような状況の中、入札・契約制度については、その適正化を図りつつ、社会経済情勢の変化への対応や事業の品質の確保を図るため、常に改善が求められています。

この条例は、公契約に関する基本方針を定め、市及び受注者等の責務を明らかにするとともに、公契約に関する施策の基本的な事項を定めることにより、公契約の適正化、その適正な履行及び履行水準の確保、労働者の福祉の向上並びに地域経済の活性化及び地域社会への貢献に関する取組を推進し、もって市民福祉の増進に寄与することを目的とします。

2 宝塚市公契約条例（案）策定の経過

本市では、平成 28 年度（2016 年度）に公契約に関する条例の制定を目指し、パブリック・コメントを実施しましたが、いただいた意見が多岐にわたっていたことから慎重に検討すべきと判断しました。その後、平成 29 年（2017 年）12 月に執行機関の附属機関として宝塚市公契約条例検討委員会を設置し、知識経験者や事業主、労働者を代表する方など合計 8 人の方に委員になっていただき、条例の骨子についての検討を諮問しました。

この委員会において、9 回の審議が行われ、令和元年（2019 年）11 月に条例の骨子がまとまったことから、この骨子を基に、本市において条例案を作成しました。公契約条例検討委員会からの中間答申書（条例案の骨子・ポイント）及び委員名簿も添付しています。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響による中断を経て、このたびパブリック・コメントを実施することとなりました。今後、パブリック・コメントでいただいた意見とそれに対する回答案について、再度、公契約条例検討委員会で検討していただくなどした上で、最終的な条例案を作成する予定です。

3 宝塚市公契約条例（案）のポイント

中間答申では、賃金下限額を設定することを基本としていますが、どのような案件をその対象とするのかなどについては、市民をはじめとする関係者や専門家が継続的に意見交換できる、(仮称)宝塚市公契約審議会を設置し、

検討することとされています。この審議会は、賃金下限額の対象案件の範囲や金額、下限報酬額のほか、この条例の目的の達成状況についての検証や条例自体の見直し等について審議する場となります。また、大企業がほとんどない本市においては、労働者保護に偏ることなく、市内事業者への優先発注についても、バランスよく記載することとされています。

4 意見募集の目的

宝塚市公契約条例（案）策定の趣旨や内容等について、広く公表し、宝塚市公契約条例（案）に市民の皆様からの意見を反映するため、意見募集を行います。なお、意見募集のため公表する内容は、以下のとおりです。

- ① 宝塚市公契約条例（案）に対する意見募集
- ② 宝塚市公契約条例（案）の概要
- ③ 宝塚市公契約条例の骨子に関する中間答申書
- ④ 宝塚市公契約条例（案）

5 宝塚市公契約条例（案）の公表方法について

(1) 市ホームページ (<http://www.city.takarazuka.hyogo.jp>)

ア 総務部契約課のページ

イ トップページから「宝塚市公契約条例（案）」で検索するか、または「検索用 ID:1063206」を入力し検索することもできます。



二次元コード

(2) 市の窓口

市役所契約課、市民相談課、各サービスセンター・サービスステーションで公表しています。

6 意見の募集期間

令和8年（2026年）6月15日（月）から

令和8年（2026年）7月14日（火）まで

7 意見の提出方法

別紙「意見提出用紙」に必要事項を記入し、案に関する意見を記載して提出してください。なお、別の用紙で提出していただく場合は、別紙「意見提出用紙」に記載のある項目（氏名、住所、電話番号等）すべてを明記してください。

意見が複数ある場合は、意見ごとに意見対象箇所(全般もしくは特定部分)が分かるように記載してください。

提出方法は、市役所4階の契約課へ持参・郵送・ファクシミリ・電子メールのいずれかの方法により、募集期間内にご提出ください。郵送の場合は、令和8年(2026年)7月14日必着とします。持参の場合は、平日の開庁時間内(9時から17時00分まで)にご持参ください。

正確な聴き取りができずご意見を取り違える可能性がありますので、電話などによる口頭での意見提出はできません。

8 提出先・問い合わせ先

〒665-8665 (住所記載不要)「宝塚市役所 総務部 契約課」

電話番号 0797-77-2008 (直通)

ファクシミリ 0797-72-1419

電子メールアドレス m-takarazuka0016@city.takarazuka.lg.jp

※宝塚市役所総務部契約課は、宝塚市東洋町1番1号宝塚市役所本庁舎4階です。

9 意見の公表について

氏名、住所、電話番号等の個人情報は、一切公表しません。提出いただいた意見(パブリック・コメント)については、個人の権利利益を害するおそれのある情報等を除き、その全体を取りまとめた上で、意見の採否及び市の考え方とともに市ホームページで公表するほか、市役所契約課(4階)、市民相談課、各サービスセンター・サービスステーションで配布します。

なお、提出いただいた意見に対する個別の回答はしませんので、ご了承ください。

10 個人情報等の取扱いについて

氏名、住所、電話番号等の個人情報は、厳正に保管し、他の目的には一切使用、提供しません。

宝塚市公契約条例（案）に対する意見

○氏名または名称 _____

○住所または所在地 _____

※ 住所が市外の場合は、次のうち該当するものにチェックを入れてください。

市内在勤 市内在学 その他

○連絡先(電話番号) _____ (メールアドレス) _____

※ 上記の記述がないものや正確に記載されていない場合は受付できません。

※ この枠内の情報は公表しません。また、上記の個人情報につきましては、厳正に保管し、他の目的に使用、提供しません。

【意見】

※ 該当する項目を選んでください。

宝塚市公契約条例（案）の全般に関すること

特定の部分に関すること

_____ ページの _____ 行目からの部分

※用紙が足りない場合は、お手数ですが、コピーしていただきますようお願いします。

その場合、2枚目以降は、氏名のみご記入ください。

【意見締切り】令和8年（2026年）7月14日（火）必着

【お問い合わせ・提出先】宝塚市役所 総務部 契約課（契約課は、市役所本庁舎4階です。）

〒665-8665 宝塚市東洋町 1-1

TEL： 0797-77-2008 FAX： 0797-72-1419

E-mail： m-takarazuka0016@city.takarazuka.lg.jp

宝塚市公契約条例(案)の概要

目的 (第1条)

公契約に関する基本方針を定め、市及び受注者等の責務を明らかにするとともに、公契約に関する施策の基本的な事項を定めることにより、公契約の適正化、その適正な履行及び履行水準の確保、労働者等の福祉の向上並びに地域経済の活性化及び地域社会への貢献に関する取組を推進し、もって市民福祉の増進に寄与することを目的とする。

基本方針 (第3条)

- (1) 公契約の公平性、透明性及び競争性を確保すること。
- (2) 公契約の適正な履行及び履行水準を確保すること。
- (3) 公契約に係る業務に従事する労働者等の適正な労働条件及び労働環境を確保すること。
- (4) 公契約を通じて、市内事業者の活用、市内における雇用の創出及び社会的取組の推進を図ること。

責務 (第4条・第5条)

(市の責務)

市は、基本方針にのっとり、公契約に関する施策を総合的に推進しなければならない。

(受注者等の責務)

受注者等は、公契約に関わる者としての社会的な責任を自覚するとともに、基本方針にのっとり公契約に関する施策に協力しなければならない。

※ 主な定義

- 公契約・・・市が締結する契約で、工事若しくは製造の請負、業務の委託又は物品の購入・借入れ、及び指定管理者との間で締結する公の施設の管理協定
- 受注者・・・市と公契約を締結した者
- 受注関係者・・・受注者その他市以外の者から公契約に係る業務の一部を請け負う者及び公契約に係る業務について労働者派遣を行う事業者
- 受注者等・・・受注者及び受注関係者
- 労働者等・・・受注者又は受注関係者に雇用され公契約に係る業務に従事する労働者、及び自らが提供する労働の対価を得るため受注者又は受注関係者から公契約に係る業務を請け負う者

公契約に関する施策の基本事項

(1) 公契約の適正化 (第6条～第8条)

● 契約方法等

- ☞ 性質・目的を踏まえた適正な契約方法を活用する。
- ☞ 計画的な発注及び適正な契約期間の確保に努める。

● 情報の公表

- ☞ 公契約の手續等の実施状況を広く公表する。

● 不正行為等の排除

- ☞ 法令を遵守し、不正若しくは不誠実な行為の排除と未然防止を図るために必要な措置を講ずる。

(2) 公契約の適正な履行と履行水準の確保 (第9条～第15条)

● 契約条件

- ☞ 履行水準を確保するため適正な契約条件を設定する。

● 適正な価格の算定

- ☞ 市場価格及び社会経済情勢を考慮した適正な積算根拠に基づく価格の算出。

● 履行水準の確保

- ☞ 市長等 … 業務内容を確認するための必要な措置
受注者等 … 適正な履行水準の確保と市長等の確認・調査に協力

● 人材の確保及び育成

- ☞ 受注者等は労働者等の雇用安定と担い手の育成に努める。

● 受注者と受注関係者の契約

- ☞ 受注者は関係法令を遵守し、受注関係者と対等な立場における合意に基いた適正な契約を行う。

● 公契約の解除等

● 損害賠償

(3) 労働者等の福祉の向上 (第16条～第23条)

● 適正な労働条件及び労働環境の確保

- ☞ 労働関係法令の遵守の徹底、適正水準の報酬の支払い

● 労働報酬下限額の検討

- ☞ 市は特定公契約について労働報酬下限額を定めることができる。

特定公契約(市が規則で定める契約)に該当する場合

● 誓約

- ☞ 受注者等は労働者等の適正な労働条件の確保に関し誓約するとともに、これを遵守しなければならない。

● 労働者等への周知

- ☞ 適用を受ける労働者等の範囲
☞ 労働報酬下限額 など

● 労働者等の申出

- ☞ 特定公契約に従事する労働者等は、受注者等がこの条例の規定又は誓約事項に違反している疑いがあると思料するときは、市長等にその旨を申し出ることができる。

● 立入調査等

- ☞ 市長等は、労働者等から上記の申出があったとき又はこの条例に定める事項の遵守状況を確認するため、必要があるときは、受注者等に対して報告を求め、又は事業所等へ立ち入り、必要な調査をさせることができる。

● 是正措置等

- ☞ 市長等は、上記の報告又は調査の結果、受注者等がこの条例の規定に違反していると認めるときは、受注者に対して速やかに必要な措置を講ずることを求めなければならない。この場合、受注者は、速やかに是正の措置を講じなければならない。

● 不利益取り扱いの禁止

- ☞ 受注者等は、労働者等から上記の申出があった場合、誠実に対応するとともに、当該申出をしたことを理由に、解雇など不利益な取扱いをしてはならない。

公契約に関する施策の基本事項

(4) 地域経済の活性化び地域社会への貢献 (第24条～第26条)

●市内事業者への優先的な発注

- ☞ 市内事業者へ優先的に発注するよう努めなければならない。
- ☞ 受注機会の確保のため適切かつ合理的な規模の発注に努めなければならない。
- ☞ 受注者等は、資材調達先や受注関係者を選定するときは、市内事業者の活用に努めなければならない。

●市内雇用の創出

- ☞ 受注者等は公契約に係る業務で市内の雇用の創出に努めなければならない。

●社会的取組の推進

- ☞ 障害者^{がい}その他の就業を支援する必要がある者の雇用促進、環境、男女共同参画、災害時協力の取組等、社会的取組を推進するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(5) 宝塚市公契約審議会の設置 (第27条)

●公契約審議会

- ☞ 公契約における労働条件の確保等に関し必要と認める事項について調査審議するため、市長の附属機関として設置する。
- ☞ 市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、答申する。
 - 労働報酬下限額の決定に関する事項
 - 特定公契約とする案件の範囲に関する事項
 - 特定公契約の実施及び運用の状況の評価に関する事項
 - この条例の目的の達成状況の検討に関する事項
 - この条例の見直しに関する事項
 - 市長が必要であると認める事項
- ☞ 審議会は5人以内の委員で構成し、知識経験者並びに事業主及び労働者等を代表する者の中から市長が委嘱する。
- ☞ 審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

※その他

●委任

- ☞ この条例に定めるもののほか、必要な事項は規則で定める。

●検討

- ☞ 市長は、施行日以後5年以内に、この条例の運用状況、実施効果等を勘案し、条例の目的の達成状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

施行日(予定) 令和9年4月1日から施行する

(特定公契約については、宝塚市公契約審議会において決定します。)

☆特定公契約とは

- ・労働報酬下限額を設定する案件です。
- ・どういった種別の案件を対象とするか、また、その下限額をいくりにするのかについては、市長が宝塚市公契約審議会に諮問し、規則で定めます。
- ・対象案件については、本市の実情を踏まえ、一律に決定するのではなく、一部の案件から試行的に取り組み、その運用状況を確認しながら見直しを行っていく予定です。

宝塚市公契約条例の骨子に関する
中間答申書

宝塚市公契約条例検討委員会

令和元年（2019年）11月14日

1 宝塚市公契約条例の骨子に関する中間答申

当委員会は、宝塚市が「宝塚市公契約に関する条例（案）」について、平成28年（2016年）8月22日から9月20日までにパブリック・コメントを募集したところ、市民から多岐に渡る意見が寄せられたことを受け、同条例案について、より慎重な検討を行うために設置されたものである。当委員会のメンバーは、市民をはじめとする関係者と専門家で構成され、宝塚市にふさわしい公契約条例とはどのようなものかについて、平成30年（2018年）3月から令和元年（2019年）11月までに、計9回にわたって委員会を開催し、検討を重ねてきた。その主な検討事項は、以下の通りである。

第1に、宝塚市の入札契約などの現状についてである。宝塚市では、地元企業の活性化という観点から概ね市内業者に限定した入札が実施されているが、市内業者は中小規模業者が多いことから、受注が困難な設計額の大きい大型案件については市外業者が受注者となる場合が多くなっていることを確認した。例えば、平成28年度（2016年度）の工事では、発注件数でみた場合、総発注件数108件中、入札参加条件を市内業者に限定した発注件数は97件（89.8%）であったが、落札金額でみた場合、不調を除き成立した105件、落札額の総額24億2,567万円のうち、市内業者の受注は96件（91.4%）、12億464万円（49.7%）であった。また、この条例の対象とする契約には、指定管理者との契約も含めることとしたため、指定管理の状況の確認をしたところ、57件あり、その総額は年間10億円余りであった。

第2に、宝塚市で公契約条例の検討を行うことになった理由についてである。当委員会は、公契約条例の是非を問う場ではないが、公契約条例を制定している自治体は全国的にもまだそれほど多くないため、同条例案の見直しにあたって、その大前提を確認しておく必要があったからである。宝塚市で公契約条例の制定を目指すことになったのは、過去に市長が2代続けて逮捕されるという不祥事があったことを受け、平成23年度（2011年度）に「入札・契約制度に関する調査専門委員」に委嘱したことが契機となっている。具体的には、その調査専門委員による調査報告書の中で、入札及び契約に係る制度の透明性及び公平性を高めることはもとより、「市の理念・基本方針の明確化」が提言されたことへの対応として、公契約条例を制定することになった。こうした経緯が市民の間で十分共有されていなかったことが、宝塚市の公契約条例案にその見直しを求める多数のパブリック・コメントが寄せられた理由の一つであったと思われる。

第3に、市との契約案件に従事する労働者の賃金下限額を条例に規定すべきかどうかについてである。当該論点については、パブリック・コメントでもかなりの意見が寄せられたという経緯もあり、当委員会においても最も多くの時間を費やして議論した。委員からは、競争入札及び請負工事の多い建設業関連案件への賃金下限額の設定については、書類の作成や確認などの事務負担があまりに大きいとの意見も出された。他方で、指定管理においては、賃金下限額を条例に規定すべきとの意見も多く出され、質の向上に伴う賃金の設定などの意見が交わされました。今後は中小企業の実態も踏まえ、条例の理念のもと市民が安心して利用できる公共サービスの品質を確保するた

めには、その担い手である労働者の育成及び安心して働ける良好な労働環境の整備が必要である。そのため委員からは、条例の目的に「労働者の適正な労働条件や労働環境の確保」及び「公共サービスの品質確保」を明確に謳い、一部の案件において賃金下限額を設定することが望ましいという意見が大勢を占めた。

一部の案件から取り組むべきとする理由は、賃金下限額を設定することに伴うデメリット、すなわちその実効性の不確実性にある。先行事例を見ると、賃金下限額の設定を大型案件に限定するという方法を選択している自治体が数多く見られるが、宝塚市においては、そうした案件の大部分を市外業者が受注しており、賃金下限額を設定することの効果は市内事業者にはほとんど及ばないということになる。その解消のため、対象とする案件を幅広くすると、実効性を確保することが難しくなる。つまり、対象案件をどうするのか、さらには業種ごとにどう対応するのかといった諸課題の解決策については、一律に決定するのではなく、宝塚市の実情を踏まえて検討する必要がある。

以上から、当委員会としては、宝塚市公契約条例案の見直しの方向性として、次のように提案したい。1つ目は、賃金下限額を設定することを基本とするが、対象案件をどうするのか、さらには業種ごとにどう対応するのかといった諸課題の解決策については、一律に決定するのではなく、宝塚市の状況を踏まえて検討するという点である。具体的には、宝塚市の各業種の実情について十分把握を行い、先行して賃金下限額の設定対象とする業種及び案件について検討するという場合と、公契約に対する理念を規定し、賃金下限額の設定に向けた目標年度を定めた上で、理念の周知や労働環境の改善の取組み等を順次進める場合とが考えられる。

したがって2つ目の提案は、そうした検討の場として、宝塚市の公契約条例について、市民をはじめとする関係者や専門家が継続的に意見交換できる「公契約審議会」を設置し、必要に応じて開催することである。同審議会は、例えば、対象案件についての運用状況の検証や、対象案件の段階的な拡大など、賃金下限額の対象案件の範囲や金額のほか、下限報酬額、条例自体の見直し等について検討する場となる。そのため、公契約条例には、同審議会の趣旨・目的や役割について明示しておく必要がある。

なお、現時点での我々の職務は、条例案の骨子を検討することであり、最終的な条例文案については、今後行われるパブリック・コメントで出された意見及びそれに対する回答案と合わせて確認する予定であることを申し添える。

2 宝塚市公契約条例素案のポイント

<素案のポイント>

- 1 条例は、賃金下限額を設定することを基本とするが、対象案件をどうするのか、さらには業種ごとにどう対応するのかといった諸課題の解決策については、一律に決定するのではなく、宝塚市の状況を踏まえて検討する。

具体的には、宝塚市の各業種の実情について十分把握を行い、先行して賃金下限額の設定対象とする業種及び案件について検討するという場合と、公契約に対する理念を規定し、賃金下限額の設定に向けた目標年度を定めた上で、理念の周知や労働環境の改善の取組み等を順次進める場合とが考えられる。

- 2 市内事業者への発注

公契約条例は、先行自治体の事例を見ると、労働者保護を中心に据えるものが多いが、本市においては、労働者保護に偏ることなく、市内業者への優先発注について、バランスよく記載することを求める。特に大企業がほとんどない宝塚市においては、如何に下請けに入れるかは、市内業者の経営に大きな影響を与えるものであるため、元請などに対して市内業者を下請けに用いるよう強く求めるなどの施策が必要である。

- 3 (仮称) 公契約審議会の設置と必要に応じた開催

当該条例に関しては、対象案件の範囲や金額、下限報酬額などのほか、条例自体の見直しについても検討する場が必要であることから、条例の中に審議会の設置を明示し、その趣旨・目的や役割についても明らかにしておく必要がある。

(例) 条例の目的が履行されているかどうかの検証

条例の運用に関すること

条例の施行状況や改正に関すること

労働報酬下限額の検討

など

- 4 施行期日

施行日は、公布の日とする。

- 5 見直し条項

条例施行後5年以内に見直しを行う旨の「見直し条項」を盛り込むこと。

(参考)

宝塚市公契約条例検討委員会名簿

(平成 30 年 (2018 年) 3 月 22 日から最終答申を提出する日まで)

(五十音順・敬称略)

No.	氏名	選出区分	専門分野等	備考
1	川勝 健志	知識経験者	京都府立大学 社会科学部 教授	
2	在間 秀和	知識経験者	弁護士	
3	瀬尾 武夫	事業主の代表	宝塚商工会議所 建設・植 木部会 副部会長	
4	田中 達夫	公募市民		
5	寺田 友子	知識経験者	桃山学院大学 名誉教授	
6	堀口 吉志	労働者の代表	阪神土建労働組合 支部長	
7	藪内 剛 (令和 7 年 6 月 11 日から)	事業主の代表	宝塚建設関連業協議会 会長	海山 鐘海 (令和 7 年 6 月 11 日まで)
8	推薦依頼中	労働者の代表	連合兵庫東部地域協議会	渡部 美和子 (令和 6 年 3 月 31 日まで) 中西 智崇 (令和 6 年 5 月 30 日から令和 8 年 1 月 8 日まで)

宝塚市公契約条例（案）

目次

- 第1章 総則（第1条—第5条）
- 第2章 公契約の適正化（第6条—第8条）
- 第3章 公契約の適正な履行及び履行水準の確保（第9条—第15条）
- 第4章 労働者等の福祉の向上（第16条—第23条）
- 第5章 地域経済の活性化及び地域社会への貢献（第24条—第26条）
- 第6章 宝塚市公契約審議会（第27条）
- 第7章 雑則（第28条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、公契約に関する基本方針を定め、市及び受注者等の責務を明らかにするとともに、公契約に関する施策の基本的な事項を定めることにより、公契約の適正化、その適正な履行及び履行水準の確保、労働者等の福祉の向上並びに地域経済の活性化及び地域社会への貢献に関する取組を推進し、もって市民福祉の増進に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 公契約 次に掲げる行為をいう。

ア 市が締結する契約で、工事若しくは製造の請負、業務の委託又は物品の購入若しくは借入に係るもの

イ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定による指定管理者との間で締結する公の施設の管理に係る協定

(2) 市長等 市長、上下水道事業管理者及び病院事業管理者をいう。

(3) 受注者 市と公契約を締結した者をいう。

(4) 受注関係者 受注者その他市以外の者から公契約に係る業務の一部について請け負う者及び公契約に係る業務について労働者派遣（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号。以下「労

働者派遣法」という。)第2条第1号に規定する労働者派遣をいう。)を行う事業者をいう。

(5) 受注者等 受注者及び受注関係者をいう。

(6) 市内事業者 本市の区域内に本社若しくは本店又は主たる営業所を有する事業者をいう。

(7) 労働者等 次に掲げる者をいう。

ア 受注者又は受注関係者に雇用され、公契約に係る業務に従事する労働基準法(昭和22年法律第49号)第9条に規定する労働者(同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者を除く。)

イ 自らが提供する労働の対価を得るため、受注者又は受注関係者から公契約に係る業務を請け負う者

(8) 社会的取組 障害者^{がい}その他の就業を支援する必要がある者の雇用促進、環境への配慮、男女共同参画社会の推進、災害時の協力体制の確保その他の地域社会の発展に資する取組をいう。

(基本方針)

第3条 公契約に関する基本方針は、次のとおりとする。

(1) 公契約の公平性、透明性及び競争性を確保すること。

(2) 公契約の適正な履行及び履行水準を確保すること。

(3) 公契約に係る業務に従事する労働者等の適正な労働条件及び労働環境を確保すること。

(4) 公契約を通じて、市内事業者の活用、市内における雇用の創出及び社会的取組の推進を図ること。

(市の責務)

第4条 市は、前条の基本方針にのっとり、公契約に関する施策を総合的に推進しなければならない。

(受注者等の責務)

第5条 受注者等は、公契約に関わる者としての社会的な責任を自覚するとともに、第3条の基本方針にのっとり公契約に関する施策に協力しなければならない。

第2章 公契約の適正化

(契約方法等)

第6条 市長等は、公契約の性質又は目的を踏まえた適正な契約方法を活用するため、必要な措置を講じなければならない。

2 市長等は、債務負担行為その他の予算措置又は業務の履行開始までに必要な期間を設定することにより、計画的な発注及び適正な契約期間の確保に努めなければならない。

(情報の公表)

第7条 市長等は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）に定めるもののほか、公契約の手続が適切に行われていることを広く市民に知らせるため、公契約に関する情報の公表に努めなければならない。

(不正行為等の排除)

第8条 市長等は、公契約に関する法令を遵守するとともに、不正若しくは不誠実な行為の排除又は未然防止を図るために必要な措置を講じなければならない。

第3章 公契約の適正な履行及び履行水準の確保

(契約条件)

第9条 市長等は、適正な履行が通常見込まれない価格での公契約の締結を防止するとともに、納期その他の契約条件が適正な履行水準を確保するために適切なものとなるよう努めなければならない。

(適正な価格の算定)

第10条 市長等は、市場価格及び社会経済情勢を考慮し、適正な積算根拠に基づき価格を算出しなければならない。

2 受注者になろうとする者は、価格の算出に当たり、公契約の内容に適合した履行が確保できるよう、労務費その他の経費を適正に積算するよう努めなければならない。

(履行水準の確保)

第11条 市長等は、受注者等が適正な履行水準で公契約の内容を履行していることを確認するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 受注者等は、公契約の適正な履行水準を確保するとともに、市長等が求める確認その他必要な調査に協力しなければならない。

(人材の確保及び育成)

第12条 受注者等は、将来にわたって公契約の適正な履行及び履行水準の確保を図るた

め、労働者等の雇用等の安定に配慮するとともに、公契約に係る業務の担い手となる人材の育成に努めなければならない。

(受注関係者との契約)

第13条 受注者は、建設業法（昭和24年法律第100号）、下請代金支払遅延等防止法（昭和31年法律第120号）その他の関係法令を遵守し、受注関係者と対等な立場における合意に基づいた適正な契約を締結しなければならない。

(公契約の解除等)

第14条 市長等は、受注者等が次の各号のいずれかに該当するときは、公契約の解除、受注者等の指名停止その他の必要な措置を講じなければならない。

- (1) 第18条に規定する誓約事項に違反したとき。
- (2) 第21条第1項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して応答せず、若しくは虚偽の回答をしたとき。
- (3) 第22条第2項の規定による報告を怠り、又は虚偽の報告をしたとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、この条例の規定に違反したとき。

2 前項の規定により公契約を解除した場合において、受注者等に損害が生じても、市はその損害を賠償する責任を負わない。

(損害賠償)

第15条 受注者は、前条第1項の規定による公契約の解除によって市に損害が生じたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長等がやむを得ない事由があると認めるときは、この限りでない。

第4章 労働者等の福祉の向上

(適正な労働条件及び労働環境の確保)

第16条 受注者等は、労働基準法その他の関係法令の遵守の徹底を図り、労働者等に適正な水準の報酬を支払うほか、労働者等の労働条件及び労働環境の改善に努めなければならない。

(労働報酬下限額の検討)

第17条 市は、次条に規定する特定公契約について労働報酬下限額（受注者等が労働者等に支払う報酬の下限とすべき額をいう。）を定めることができる。

(誓約)

第18条 受注者等は、自らが締結し、又は携わる公契約が規則で定める契約（以下「特

定公契約」という。)に該当するときは、市長等に対し、労働者等の適正な労働条件の確保に関し規則で定める事項(以下「誓約事項」という。)を誓約するとともに、これを遵守しなければならない。

(労働者等への周知)

第19条 受注者等は、次に掲げる事項を特定公契約に係る業務が実施される作業所等の見やすい場所に掲示し、若しくは備え付け、又は書面を交付することにより労働者等に周知しなければならない。

- (1) 当該特定公契約の名称
- (2) 受注者等の責務及び誓約事項
- (3) この条例の適用を受ける労働者等の範囲
- (4) 労働報酬下限額
- (5) 次条第1項の規定による申出をする場合の申出先
- (6) 次条第1項の規定による申出をしたことを理由に、解雇、請負契約の解除その他不利益な取扱いをしてはならないとされていること。

(労働者等の申出)

第20条 特定公契約に従事する労働者等は、受注者等がこの条例の規定に違反している疑いがあると思料するときは、市長等にその旨を申し出ることができる。

2 市長等は、前項の規定による申出(以下「違反申出」という。)の内容が、規則で定める関係法令に違反するものであるときは、必要に応じて関係機関へ通報しなければならない。

(立入調査等)

第21条 市長等は、労働者等から違反申出があったとき、又はこの条例に定める事項の遵守状況を確認するため必要があると認めるときは、受注者等に対して報告を求め、又は市の職員に受注者等の事業所等へ立ち入り、必要な調査をさせることができる。

2 前項の規定による調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(是正措置等)

第22条 市長等は、前条の規定による報告の聴取又は調査の結果、受注者等がこの条例の規定に違反していると認めるときは、受注者に対して速やかに当該違反を是正するために必要な措置を講ずることを求めなければならない。

2 受注者は、前項の規定により違反を是正するために必要な措置を講ずることを求められた場合には、速やかに是正の措置を講じなければならない。この場合において、市長等は、受注者に対して、市長等が定める期日までに当該是正の措置に関して報告するよう求めることができる。

(不利益取扱いの禁止)

第23条 受注者等は、労働者等から違反申出があった場合は、誠実に対応するとともに、当該労働者等が違反申出をしたことを理由に、解雇、請負契約の解除その他不利益な取扱いをしてはならない。

第5章 地域経済の活性化及び地域社会への貢献

(市内事業者への優先的な発注)

第24条 市長等は、法令上の制限がある場合、専門的な能力を有する者に発注する必要がある場合その他の特別の事情がある場合を除き、市内事業者へ優先的に発注するよう努めなければならない。

2 市長等は、予算の適正かつ効率的な執行に留意しつつ、市内事業者の受注機会の確保に配慮し、適切かつ合理的な規模による発注に努めなければならない。

3 受注者等は、公契約に係る業務の一部を請け負わせる者を選定するとき、又は資材等を調達するときは、地域経済の活性化に配慮し、市内事業者を積極的に活用するよう努めなければならない。

(市内雇用の創出)

第25条 受注者等は、公契約に係る業務の履行に当たっては、市内における雇用の創出に努めなければならない。

(社会的取組の推進)

第26条 市長等は、公契約の性質又は目的に応じ、入札の参加条件に必要な資格を定めること、又は地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2に規定する総合評価一般競争入札その他の契約手続を行うことにより受注者を決定する等、社会的取組を推進するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第6章 宝塚市公契約審議会

(公契約審議会)

第27条 公契約における労働条件の確保等に関し必要があると認める事項について調査審議するため、市長の附属機関として宝塚市公契約審議会（以下「審議会」という。）

を設置する。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、答申するものとする。

- (1) 労働報酬下限額の決定に関する事項
- (2) 特定公契約とする案件の範囲に関する事項
- (3) 特定公契約の実施及び運用の状況の評価に関する事項
- (4) この条例の目的の達成状況の検討に関する事項
- (5) この条例の見直しに関する事項
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項

3 審議会は、委員5人以内をもって組織する。

4 審議会の委員は、知識経験者3人以内並びに事業主及び労働者等を代表する者それぞれ1人とし、市長が委嘱する。

5 審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第7章 雑則

(委任)

第28条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和9年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 第17条から第23条までの規定は、施行日以後に公告し、又は通知する契約及び同日以後に公募する指定管理者との間で締結する公の施設の管理に係る協定について適用する。

(検討)

3 市長は、施行日以後5年以内に、この条例の運用状況、実施効果等を勘案し、第1条に規定する目的の達成状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(執行機関の附属機関設置に関する条例の一部改正)

4 執行機関の附属機関設置に関する条例（昭和41年条例第1号）の一部を次のように

改正する。

第1条の表市長の部宝塚市公契約条例検討委員会の項を削る。